

八王子市の生涯学習の振興方策について
(答申)

八王子市生涯学習審議会

平成26年6月

目 次

はじめに	1
八王子市の生涯学習施策の現状	2
八王子市の生涯学習の課題	3
課題 1 わかりやすい生涯学習情報の収集と提供	
課題 2 市民との協働による生涯学習の推進	
課題 3 学びの成果を活かすしくみづくり	
課題 4 子どもの頃からの学びの基礎づくり	
諮問事項 1 市民協働、市民主体の生涯学習の一層の推進について	5
諮問事項 2 自ら学ぶ力の養成について	7
1. 子どもの頃からの学びの基礎づくり	
2. 現役世代への学習支援	
3. 高齢者の生きがいづくり	
4. 障害のある人への学習支援	
諮問事項 3 学びの成果を活かす制度について	1 2
諮問事項 4 生涯学習振興のための教育施設等の活用策について	1 3
おわりに	1 6
付録	

はじめに

八王子市では平成 22 年 3 月に『八王子生涯学習プラン～この街でまなぶ・いかす・つながる～』を策定し、市民と地域が主役の生涯学習の推進を図ってきた。同プランは、平成 22 年度から 26 年度を計画期間とし、「市民と行政の協働」、「情報収集のネットワーク構築と情報提供の推進」、「施設の活用と事業の評価」、「人材の育成と活用」を重点目標に掲げ、市民の生涯学習活動の推進に取り組んでいる。

同プランは、平成 18 年の教育基本法の改正、平成 20 年の社会教育法の改正など当時の国や都の動向を踏まえながら策定されたものである。その後、国では平成 25 年 6 月に『第 2 期教育振興基本計画』が策定され、少子高齢化やグローバル化の進展、地域・家族の変容に伴う個々人の孤立化など、我が国の危機的な状況を回避するための社会の方向性として「自立・協働・創造モデルとしての生涯学習社会の構築」を掲げ、この実現に向け、「社会を生き抜く力の養成」「未来への飛躍を実現する人材の養成」「学びのセーフティネットの構築」「絆（きずな）づくりと活力あるコミュニティの形成」という 4 つの基本的方向性を打ち出した。

また、中央教育審議会は平成 25 年 1 月『第 6 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理』において、今後の社会教育行政が社会教育施設等において講座等を全て自ら行おうとする「自前主義」から脱し、特に首長部局等と積極的に効果的な連携を図り、地域住民も一体となって協働して地域の総合的な課題に対応できるよう、地域の多様な主体との連携・協働によるネットワーク型行政を一層推進していくことを求めている。

八王子市では平成 25 年 3 月に基本構想・基本計画『八王子ビジョン 2022』が策定され、その施策の中では「地域で子どもを育てる環境づくり」「地域とつながる学校づくり」「市民がつながる生涯学習」「誰もが楽しめる生涯スポーツ・レクリエーション」等を掲げ、10 かにわたる八王子市の生涯学習の方向性を打ち出した。

平成 25 年 10 月に八王子市生涯学習審議会は八王子市教育委員会から『八王子市の生涯学習の振興方策について』の諮問を受けた。本答申では、平成 27 年に策定される新生涯学習プランを念頭に、行政主導の事業展開から市民協働・市民主体の事業に転換していくべき点など、従前からの継続的な課題に社会情勢の変化に伴う新たな視点を加え、次の 4 点の諮問事項について施策の方向性を示すことを目的とする。

- ①市民協働、市民主体の生涯学習の一層の推進について
- ②自ら学ぶ力の養成について
- ③学びの成果を活かす制度について
- ④生涯学習振興のための教育施設等の活用策について

八王子市の生涯学習施策の現状

現行の生涯学習プランでは、施策推進の柱として①個性をいかした学習機会の充実、②身近な学習拠点の有効活用と連携、③生涯学習活動への支援と協働による学習活動、④成果を实践する機会の拡充、⑤社会的条件の整備、⑥情報収集と提供のしくみづくりの6点を掲げ、個別施策の推進に取り組んでいる。事業は教育委員会の生涯学習担当所管に限らず、行政課題の啓発や市民と協働したまちづくりなど、それぞれの目的をもって市長部局の各所管でも広く実施されている。市が行う「平成24年度生涯学習関連事業評価」には、50所管における463事業が評価対象事業として計上された。

市民の生涯学習の振興のため、市は生涯学習センターや図書館の夜間・通年開館など生涯学習施設の提供や、各所管における講座・講習の実施、八王子学園都市大学いちょう塾の運営、市民団体と協働したイベントの開催、はちおうじ出前講座の実施など、多彩な学習機会の提供に取り組んでいる。

また、市は『読書のまち八王子推進計画』を策定し、「いつでも、どこでも、だれでも」市民が生涯にわたって読書に親しめる環境づくりに努めている。代表的な取り組みとしては近隣市図書館との広域連携、住民団体が運営する地区図書室の支援、家庭・学校における読書活動支援、読書感想文・読書感想画コンクールの実施等の啓発事業を行っており、図書館単体での資料提供にとどまらず、包括的に市民の読書活動を支援している。

「生涯学習関連事業評価」では、年度・事業ごとに参加者数の増減はあるものの、市の提供事業を中心に質・量とも充実した学習機会を提供していることが本審議会でも高く評価されている。平成24年度について、学校における放課後子ども教室や学校施設開放の実施、図書館における通年開館・利用時間延長・スポーツ施設の提供など、いずれの事業も利用者の増加が見られる。

以上のように、市は市民の学習環境の整備や学習機会の提供に努めているが、これらの取り組みが必ずしも生涯学習活動を行う市民の増加につながっていない現状がある。市が平成25年度に成人市民を対象に行った「第45回市政世論調査」では、生涯学習活動を行っている市民の割合は、平成22年度調査以来70%前後で推移していたものが、58.8%に落ち込んだ。同調査は調査年度により調査対象や年代ごとの回答率が異なるため、値の低下について明確な原因分析を行うことは難しいが、年代別回答に着目すると男女ともに30歳から65歳までの層が「学習活動に取り組んでいない」という回答の値を押し上げている。同調査で「学習活動に取り組んでいない」と回答した市民のうち、その理由として最も高かったのが「仕事や家事などが忙しくて時間がないから(54.8%)」、次いで「経済的にゆとりがないから(19.3%)」であった。

同調査では、学習成果の活かし方についても調査を行っているが、「地域や社会での活動に活かしている」と回答した市民の割合は13.8%で、この値についても20代から50代の

年代が数値を引き下げている。『八王子ビジョン 2022』ではこの指標について平成 29 年度までに 25%を達成するとしているが、平成 22 年度の調査結果 (11.1%) から現在まで値は微増となっており、学習成果が学んだ個人にとどまり、地域への還元や社会への貢献がなかなか進まない状況がうかがえる。

また、生涯学習センターの利用について「利用していない」が 76.5%、図書館の利用について「利用していない」が 60.8%となっており、その理由としてはともに「必要がないから」「遠いから」といった理由が上位となっている。また両施設が通年・夜間開館を行っている一方、「開館時間・開館日に利用できないから」という回答がそれぞれ 13%余りあった。

市民の生涯学習と行政施策を考える場合、行政が関与せずとも市民の間で自発的に行われる学習活動があること、市民のすべてが学習成果の地域還元を目指して学習しているわけではないことは十分に留意すべきである。しかしながら調査結果を見るに、仕事や子育てに忙しい、いわゆる現役世代が社会・経済情勢の変化に伴って学習活動を行いつづらなくなっている可能性があること、また、生涯学習センターや図書館など身近な施設の利便性向上の取り組みが、市民の学習支援に十分活かされていると言えないことについては、市の今後の施策展開を考えるうえで着目すべき事柄である。

八王子市の生涯学習の課題

市は市民の生涯学習の振興について、計画に基づきさまざまな事業を展開しているが、それが必ずしも数値で測定できる結果には現れていない。現行の生涯学習プランに掲げるプラン推進の 6 つの柱及びそれらに連なる施策は、いずれも生涯学習社会の実現に欠かせぬ要件であるが、その中でも市の現状に照らし、特に取り組みを強化すべき継続的課題と、新生涯学習プランの策定に向け付加すべき新たな視点を以下に挙げる。

課題 1 分かりやすい生涯学習情報の収集と提供（継続的課題）

この項目は現行の生涯学習プランにも重要施策として掲げられ、市は生涯学習施設のインターネット予約システム「生涯学習夢ネット」、市民講師・市民団体の登録システム「情報広場」、市ホームページにおける講座情報の提供などの取り組みを行っているが、それぞれが所管ごとにページが分散しており、またサイト上の階層も非常に分かりづらい。現状の市のホームページで市民が講座や行事を探すには、相当な困難が伴い、学習機会を逃している市民が少なからずいることが推察される。各種講座のアンケートで、講座を知った媒体としてインターネットの回答比率が低いことは、市民の事情以外に市の情報提供体制に一因があると考えられる。

講座を受講したい市民、学習サークルや指導者を探している市民、自らの学習成果を活かしたい市民にとって、生涯学習に関する情報が整理・一元化され、アクセスが容易な情

報提供のしくみが整備されることは、『八王子ビジョン 2022』に掲げる「市民がつながる生涯学習」の条件整備として欠かせないものである。このことは継続的課題の筆頭として認識する必要がある。

課題2 市民との協働による生涯学習の推進(継続的課題)

課題1と同様、この項目についても現行の生涯学習プランの重点施策として位置づけられている。市民との協働の形態については、フェスティバル形式のイベントの企画・運営、放課後子ども教室の運営、自然体験行事・環境学習機会の提供、社会教育施設でのボランティア参画、ボランティアの養成など多様である。教育委員会と市長部局の各所管が、学習機会の提供、事業啓発、地域課題の解決などそれぞれの目的をもって、市民団体・NPOと連携し、共催・実行委員会・委託・後援などの手法で協働を行っている。

しかし、市の生涯学習関連事業全体から見ると、行政が単独で実施する事業の割合が依然として多く、その中には市民と協働で実施すべき事業、市民の力を活用して一層の振興を図るべき事業が数多く存在する。全国的には、公民館相当の施設が従来の「自前主義」から脱却し、講座の企画・実施を市民団体やNPOに委ね、市民や民間団体の多様な意見を反映した講座運営を行っている事例が見られる。八王子市においても、行政の役割について、講座など事業の実施主体から転換し、政策立案や市民や市民団体の連携を促すコーディネーターとしての機能強化を検討すべき時期が訪れていると見るべきであろう。

課題3 学びの成果を活かすしくみづくり(継続的課題)

現行の生涯学習プランでは、「成果を実践する機会の拡充」が生涯学習推進の柱の一つに掲げられ、この柱に連なる「地域で活動するための環境の整備」は重点施策に位置づけられている。市の「生涯学習関連事業評価」では、主にスポーツ大会や文化・芸術に関する発表会が該当の事業として挙げられている。これらの事業は、狭義には日頃の鍛錬の成果を発揮する機会として重要であるが、生涯学習社会における学習成果の活用とは、地域活動やボランティア活動への参画、行政と市民が協働した地域課題の解決、学習成果の他者への継承・普及などを含む、より広範なものとして捉えるべきである。学習成果を活かすしくみづくりは「まなぶ・いかす・つながる」の循環を実現するためには重要であるが、このことに関する取り組みは達成途上であると言わざるを得ない。

上記の3つの継続的課題は相互に影響しあっている。「まなぶ・いかす・つながる」を実現するためには、市民と行政双方が市の生涯学習に関する情報・状況を把握していることが基礎的要件であり、これを欠いたまま市民と行政・市民同士がつながること、学習成果を活かす機会と場を拡充していくことは難しい。逆に分かりやすい生涯学習情報の収集と提供が実現すれば、市民は自発的に学びたい分野を選択し、成果を発揮する機会と場を探し、そこで行政と市民・市民同士の新たなネットワークが生じるという循環がもたらされる。以上のことを念頭に、市は従来の事業の提供者の立場に加え、人や情報の橋渡し役、コーディネーターの役割を強く意識して生涯学習行政に取り組みたい。

課題4 子どもの頃からの学びの基礎づくり（新たな視点）

この項目は、上記の継続的課題に加え、生涯学習の振興のための新たな視点として提示するものである。我が国では子どもの教育に関して、地域の教育力の低下、読書離れ・活字離れ、保護者の経済格差が子どもの学習格差に影響することなどが問題とされて久しい。市民が生涯にわたって学び続け、その成果を社会に活かしていくことができる生涯学習社会の実現において、幼児期や学齢期のうちに学びの基礎・学習習慣を身に付けることは重要である。

子どもは、学校教育にとどまらず、成長過程のさまざまな機会が多様な人々と関わり、人間関係や社会での経験を重ねることで、生きる力を学ぶ。市では、読書活動の推進、生涯学習センターにおける青少年講座の実施、こども科学館の運営、複数の所管における自然体験・自然観察イベントの開催、放課後子ども教室の実施など、子どもの生涯学習活動の支援に取り組んでいるが、こうした施策が現状維持にとどまらず、新たな連携を模索しながら一層拡大していくことが望ましい。

八王子市生涯学習審議会では、本答申において、本市の生涯学習の現状と4点の課題に関する認識をもって、諮問事項に対し施策の方向性・具体的方策を申し述べる。

なお、生涯学習の振興にあたっては、生涯スポーツの推進とその環境整備、芸術文化の醸成、伝統文化・文化財の保存・継承は重要な項目であり、事実『八王子ビジョン2022』においてもそれぞれの項目が施策として掲げられている。スポーツや文化振興に対する市の取り組みに関し、当審議会においても「生涯学習関連事業評価」を踏まえ年度ごとの取り組みを点検しているが、これらの分野については『八王子市スポーツ推進計画』『八王子市文化振興計画』が市民参画のもとそれぞれ策定され、事業実施されている。このことから、本答申においては、スポーツ及び文化振興に関しては個別の計画の理念を尊重し、また施策の方向性は各々の計画に委ねることとする。

【諮問事項1】市民協働、市民主体の生涯学習の一層の推進について

国の『第2期教育振興基本計画』では、「自立・協働・創造に向けた一人ひとりの主体的な学び」が今まさに我が国に求められているとし、生涯にわたり、自身に必要な知識や能力を認識し、身に付け、他者との関わり合いや実生活の中で応用し、実践できるような主体的・能動的な力を養うことの必要性を強調している。こうした動向を踏まえ、市民が生涯の各段階において主体的に学習活動を行うことができる環境づくりのため、上記諮問事項に対する基本的方策を述べることにする。

ネットワーク型の生涯学習の振興

市は現行の生涯学習プランにおいて「市民と地域が主役の生涯学習」を基本理念に掲げ、生涯学習の振興に取り組んでいるが、諮問事項にあるように行政が主導的な事業体制から

市民協働型事業への転換をさらに進め、市民が主体的に実施する事業を支援する体制を充実させることが望ましい。民間カルチャーセンターの普及に始まり、近年ではNPOの台頭や教育CSR※など、市民の生涯学習を担う場は従来の社会教育の領域を超えて拡大している。また民間だけでなく、行政内でも地域課題の解決や事業啓発のため、市長部局のそれぞれの所管で市民に対する学習機会の提供が積極的に行われている。生涯学習に関わる全ての行政部門がこうした変化を受け止め、今までにない連携・協働を模索し、市民の学習活動や地域活動を活性化させていくことが求められる。

このため行政は教育委員会と市長部局を横断する情報収集、八王子市内のさまざまな学習活動を把握することに取り組み、集約された情報をホームページ等を通じて分かりやすく市民に提供することが必要である。今後の生涯学習行政には、学習機会を提供するNPO、企業、市民団体と、学習機会を求めている地域、学校、学習グループをマッチングさせるコーディネーター機能の強化が求められている。

※教育CSR…CSRは企業の社会的責任を表し、教育CSRは一般に企業による啓発活動や学習機会の提供を指す。

市民企画講座の充実

市が生涯学習センターで実施している講座について、現状は職員が企画し実施しているものが多くを占め、年間200を超える講座のうち、市民企画型講座は数件にとどまる。他の自治体では市民団体に講座運営を委ね、市民団体が企画・講師探しを行い、行政は場所の提供と広報を担うという市民協働型の講座運営に転換している例も多く見られるようになった。現状からの急激な転換が難しいとしても、八王子市においても市民協働型の生涯学習の推進のため、市民意見・外部識者の意見を反映させた講座運営を拡大していくことが望ましい。一方、市民参加には、参加者の知識・運営の力量などにリスクが伴うため、行政職員・市民による会議を設け、企画を審査するなど公の事業として質を確保するための体制づくりについてもあわせて検討されたい。なお講座実施に関する別の見地として、少人数による講座企画よりも、受講者アンケートによるニーズの吸い上げに重きを置き、同時に若い世代に配慮した講座時間・講座内容で、学習する市民の裾野を拡大していくことが望ましい旨意見があったことを付記する。

また、生涯学習センターが実施する講座の内容、具体的には趣味・教養型講座のあり方について、審議会では2つの方向性が示された。一つは、民間のカルチャーセンターは講座受講料も高額であり、働いていない人を想定した講座の時間設定が多いことから、さまざまな層に学習機会を保障するため、行政でも趣味・教養講座は必要という意見である。また一方で、趣味・教養の分野は民間に任せ、行政の生涯学習は地域課題解決型にシフトしても良いのではないかという意見も示された。現行の生涯学習センターの講座実施は、趣味・教養型の比率が高いが、平成24年度の市民自由講座は1万6千人を越える受講者があるなど、市民の身近な学習機会として一定の需要がある。今後の本市の講座実施のあり方としては、市民の学習のきっかけづくりとしての趣味・教養型講座の実施を確保しながら、市長部局等が実施するものもあわせて、行政が地域と協働して担うべき地域課題解

決型の講座とのバランスに留意されたい。

生涯学習事業の評価制度の有効活用

市では生涯学習プランの達成状況を検証するため、「生涯学習関連事業評価」を実施している。同評価制度は、教育委員会・市長部局双方の生涯学習に関連する諸事業をとりまとめ、生涯学習プランに掲げる生涯学習推進の6つの柱ごとに分類し、その達成状況の検証をしている。平成24年度の総事業数は463事業に上り、各所管における取り組みが精力的になされていることがうかがえる。しかし事業の内訳を見ると、市民との協働で行われる事業、市民の活動を支援する事業の割合は全体として低く、市が直接実施する事業の割合が高い状態が続いている。また、全事業の中には一般的な行政情報の開示や相談業務なども含まれ、生涯学習との関わりが低い事業が混在している。

これらの現状を踏まえ、今後の評価制度のあり方として、各事業の調査項目に市民との協働の有無及びその形態（委託、共催、後援、実行委員会形式など）を加え、より明確に市民協働・市民主体の生涯学習の取り組みが進んでいるかの経年変化を見ることが望ましい。同様に、事業の実施対象に大人・子ども等の区分を設けることで、施策展開に関する世代間の均衡を図ることも考えられる。また、全事業数についても見かけの数値の多寡によらず、生涯学習行政に関わりの高い事業を対象を絞り込み、施策の実施状況について純度の高いデータをもって検証することが必要と考える。

【諮問事項2】自ら学ぶ力の養成について

1. 子どもの頃からの学びの基礎づくり

このことの重要性については、課題4で取り上げたとおりである。未就学期や学校教育期間など、生涯の初期において学習習慣を身に付けることは、その後の自発的・主体的な学習活動の基礎となる。幼児期から学齢期を通じて、さまざまな機会にさまざまな人と交流し、社会に関心を持ち、生きる力を育むことができる環境づくりが求められる。

家庭教育の支援

家庭教育はすべての教育の出発点であり、自立性や社会性、規範意識を育む重要な役割を果たすものである。核家族化の進展※により家庭で子育てに携わる人が減少していること、共働き世帯の増加が親子の触れ合う時間の減少をもたらしていること、また都市化の進展により地縁的なつながりが低下するなど、社会環境の変化により家庭教育を支援する必要性はさらに高まっている。市は『八王子市の家庭教育8か条』を定め、子ども家庭部での講座・講演会の開催、生涯学習センターでの家庭教育講座・子育てサークル支援、図書館におけるブックスタート・読み聞かせ事業などを通じ、家庭教育支援に取り組んでいる。行政による家庭教育の支援は、短期的に数値化された成果が得られる取り組みではないが、次世代を担う八王子の子どもたちが健やかに育ち学ぶことができるよう、これらの支援が継続・充実することが望ましい。

※直近の国勢調査（平成 22 年度）によると、本市の核家族世帯の割合は全世帯数のおよそ 55%、親族により構成される世帯数のおよそ 90%にのぼる。

幼児期から読書に親しむ環境整備の充実

言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を養い、人生を豊かにする力を身に付けるために、幼児期からの成長過程において、読み聞かせや読書に親しむ習慣を身に着けさせていく必要がある。八王子市では『読書のまち八王子推進計画』を策定し、子どもの読書活動については、子ども読書推進計画を掲げ、ブックスタート事業、家庭・地域・学校での読み聞かせ、お話会の開催、子育てサークル支援事業などに取り組んでいる。こうした幼児期から読書に親しむ環境整備と子どもの自主的な読書活動を推進するために、家庭、地域、そして教育施設、生涯学習施設保育施設、コミュニティ施設など市内のあらゆる施設がそれぞれの役割を果たし、緊密に連携し相互に協力していくことが望まれる。

小中学校における読書活動のより一層の推進

生きる力としての思考力・判断力・表現力や規範意識の養成に読書活動が重要であることは、文部科学省の全国学力調査※1や国立青少年教育振興機構の調査※2等によって統計的にも裏付けられている。児童生徒の不読率は年々減少してきているが、平成 24 年度の全国学校図書館協議会の調査で、小学生が 4.5%、中学生 16.4%、高校生 53.2%と年齢が上がるにつれ、不読率が増加する傾向がある。特に小中学校で読書習慣を身に付けることは、生涯を通じた学習の基礎となることから、今後も児童生徒への読書活動を推進するために、学校図書館の機能強化や学校図書館サポート事業、図書館からの支援などを促進すると共に、全ての教員が読書活動の必要性を認識し、図書館や学校図書館を利用した、授業の実施や子ども達同士による読み聞かせなど、読書の楽しさを子どもに伝え、読書習慣の定着を図っていくことが必要と考える。

※1 2007 年から始まった全国学力調査では、基礎的知識を測る A 問題のほか、生活等での知識の活用力を測る B 問題があり、同調査では読書習慣のある児童ほど正答率が高かった。

※2 国立青少年教育振興機構『子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究 報告書—子どもの頃の読書活動は、豊かな人生への第一歩！—』

体験学習の推進

都市化、少子化、電子メディアの普及、地域とのつながりの希薄化などで子どもの体験活動の環境が従来に比べ減少傾向にある。そうした中、子どもが多様な人と関わることで社会性を学び、あるいは自然に触れ、自ら五感で本物を体感することの重要度は一層増しているといえる※。また重要度が増す一方で、保護者の経済力など家庭の事情により、子どもの学習機会に格差が生じている可能性も考えられる。市は、子どもの体験学習の機会について、生涯学習センターやこども科学館における子ども向け講座の一部ほか、各所管が実施する自然体験型行事、都市間交流事業に取り組んでいるが、子どもの生涯学習の重要性に鑑み、こうした取り組みが一層充実することが望まれる。その際には、市民協働の観

点から、市民団体やNPOと連携しそのノウハウを活用するなどの手法を取り入れることが望ましい。また市では、子どものキャリア教育の一環として職場体験を実施しているが、今後は企業と連携した職場体験・職場見学といった勤労観・職業観を学ぶ機会を一層充実させるなど、時代の変化に対応した拡充がなされるよう取り組まれない。

※参考：H25.1.21 中央教育審議会答申『今後の青少年の体験活動の推進について』、国立青少年教育振興機構『「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」報告書ー子どもの頃の体験は、その後の人生に影響するー』

親子参加型講座の拡充

読書活動の推進や体験活動の充実など、子どものあらゆる生涯学習活動に関して、まず保護者にその重要性や効果を理解してもらうことが重要である。また家庭の教育力を向上させるため、親子で参加できる学習機会を提供することは、話題や経験を共有することで親子の結びつきを深め、また現役世代の生涯学習活動への参加を促す契機ともなる。こうした観点から、子どもの学習活動の充実を図る際には、市民協働の視点に加え、親子参加型の取り組みについても配慮されたい。

2. 現役世代への学習支援

成人したのち、高齢期を迎えるまでのいわゆる現役世代は、職業や子育てから生じるさまざまな制約により、学習活動への取り組みが他の世代より低調であることは市政世論調査の数値にも表れている。一方、現役世代の中には、行政が提供する学習機会へ参加せずとも、職業上必要なスキルアップを図り、あるいは趣味に関する情報を収集し、趣味を共有するコミュニティに参加するなど、行政が介在しない生涯学習活動を行っている層が存在することも考慮すべきである。こうした世代の特徴を理解したうえで、子どもとは異なるアプローチで、行政として必要な学習活動支援を行っていく必要がある。

生涯学習情報の提供

現役世代に対する学習支援で最も重要なのは、市内の生涯学習に関する情報を分かりやすく提供することである。すでに多くの自治体で生涯学習専用ホームページが開設され、利用者はそこから必要な情報を得て、また利用施設を予約し、学習活動や地域活動に活かしている。生涯学習専用のホームページを設けることの重要性は当審議会でも、その前身である社会教育委員会でも提唱してきたが、財政事情などによりいまだ予算化には至っていない。市は、生涯学習に関する情報収集と提供を行っているが、それぞれの情報が所管ごとに分散・細切れとなり活用が不十分であること、市民にとっての分かりづらさが生涯学習振興の阻害要因となっていることをいま一度認識されたい。現役世代は自らが学習の主体であるだけでなく、子どもの保護者を構成する年代であるから、現役世代への適切な情報提供は子どもの生涯学習の充実にも直結している。学習主体でもあり、子育ても担う現役世代が、学習機会を逃さず、適切な選択ができるよう情報提供体制については特に力を入れて取り組まれない。

また、生涯学習とは、余暇活動・レクリエーションに限らず、職業上必要な技能の習得、

リカレント教育※も含む包括的な概念である。行政からの情報発信については、就労支援をはじめ、社会的に自立が困難な若者やニートに対する自立支援の一環として、地域におけるこれらの学習機会に関する情報も含めた提供体制が構築できないか検討されたい。

※リカレント教育…社会人が労働を中断し、又は労働と並行して再び教育機関で学ぶなど、人生において教育期と労働期を適切に組み合わせることができる教育体制をいう。

現役世代のニーズに合わせた講座実施

現役世代に対する講座のあり方、特に生涯学習センターにおける講座のあり方については平成25年5月答申『現役世代に対する生涯学習の支援のあり方について』で扱った。同答申では講座の実施にあたっては、現役世代のニーズに合った講座を、平日夜間や休日など受講しやすい時間帯に実施すること、講座実施場所を生涯学習センターに限らず市民センターなど身近な場所で実施すること、また講座の周知については市広報・チラシなど紙媒体中心からICT※を活用し、現役世代が最も利用する媒体に合わせることを、申し込みについてもICTの活用が望まれることを述べた。これらの方向性については、学習する市民の裾野を拡大していくため、引き続き積極的な取り組みをされたい。

※ICT…「情報通信技術」(Information and Communication Technology)の略

現代的・社会的な課題等に対応した学習機会の提供

国は、環境、エネルギー、防災、気候変動、文化、国際理解など現代的・社会的な課題に対する教育、持続可能な社会の担い手を育む教育(ESD※)に取り組んでおり、第2期教育振興基本計画でも基本施策の一つに盛り込まれている。

本市でも、学校教育での取り組みのほか、各所管において上記の課題に関する啓発事業、講座、イベントが実施されている。市民が学校教育期間だけでなく、生涯にわたって現代的・社会的かつ地域に密接な課題を学び、考える学習機会が提供されるよう努められたい。

※ESD(Education for Sustainable Development)…「持続可能な開発のための教育」といった語で呼ばれており、持続可能な社会づくりに参画する「人と人のつながり」を地域全体で共に育む教育のこと。

3. 高齢者の生きがいづくり

現在我が国は、超高齢社会を迎えつつある。本来長寿が実現することは喜ばしいことであるにもかかわらず、「少子高齢化」といった言葉で問題・課題と見なされることの背景には、高齢者に対する「支える側から、支えられる側になった人」という見方が根強いことが考えられる。しかし厚生労働省の統計では、日本人の健康寿命(日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる年齢)は75歳を超えており、65歳を超えてなお、社会や地域で活躍する人は増えている。高齢者がいきいきと学ぶことができる環境づくりは、市民と地域が主役の生涯学習を実現するうえで重要な基礎をなすものである。

情報リテラシー※1の向上

仕事でコンピューターを使っていた世代が高齢期を迎えるにつれて、高齢者の中でもパソコンやインターネットの使用に抵抗のない世代が増え始めている。しかし、高齢者全体としてはコンピューターの使用に抵抗がある人は多く、「デジタル・ディバイド(情報格差)」という言葉が近年使われるようになったように、高齢者は、暮らしていくうえで必要・有利な情報を十分に取得しづらい状況にある。こうした状況を改善するため、市ではパソコン操作やタブレット操作に関する講座をすでに実施しているが、この取り組みがさらに拡張することが望ましい。拡張にあたっては、開催頻度の拡大と同時に、町内会館や市民センターなど社会教育施設以外での実施など場所の拡大も視野に入れ、市民力の向上のため積極的にアウトリーチ※2を行うことが望ましい。また、単に機械の操作を学ぶだけでなく、インターネットを安全に使う上で必要な、インターネット上の脅威やネット犯罪についても啓発を行うことが望まれる。

※1 情報リテラシー…「情報活用能力」や「情報活用力」を意味する。

※2 アウトリーチ…直訳では「手を伸ばす」の意だが、公的サービスの出張提供などの文脈で用いられる。

地域活動への参画の促進

この項の冒頭で触れたとおり、生涯学習の観点において高齢者は行政サービスの受け手ではなく、地域活動の担い手としての可能性を十分に有している。現在市は福祉に関わるボランティア養成講座や、生涯学習コーディネーター養成講座など人材養成事業に取り組んでいるが、この方向が充実していくことが望ましい。また、こうした人材養成講座は、受講後に活躍の機会が用意されていなければならない。定年退職などで地域に戻った市民が、個人単位では活動場所を探すことが出来ずに活躍の機会を逃すといったことが生じないように、行政が調整役としての機能を発揮し、人材養成講座やボランティア講習を通じて活躍の場を紹介・提供する取り組みを推進されたい。

4. 障害のある人への学習支援

八王子市では平成24年4月、『障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例』を策定し、障害の有無にかかわらず誰もがお互いに人格と個性を尊重し合い、ともに安心して暮らすことができる共生の街づくりを目指している。これは障害があってもできないマイナス面ではなく、生活を高めていくプラス面をいかして社会参加を目指すというWHOの生活機能向上の考え方※に通じる。市では、生涯学習関連事業として「点字講習会」「ふれあいコンサート」「障害者授産施設作品展示即売会」など「障害」への理解啓発、交流、作業活動などに関わる事業が好評であり、継続・発展が求められている。また、障害者の生き方として、効率と能率が優先されがちな社会の中で、新しい共生の価値観を求めていきたいという声もある。図書館においては障害者向けDVDの作成等を進めているが、今後ともソフト・ハード両面におけるバリアフリー化及びユニバーサルデザインに配慮した市民共生・協働の学習支援策の具現に努められたい。

※2001年5月にWHOにおいて人間の生活機能と障害の分類法（ICF）が採択された。従来の分類が障

害によるマイナス面を分類するという考え方であったのに対し、ICFは生活機能というプラス面から見る視点に転換した。

【諮問事項3】 学びの成果を活かす制度について

地域と学校を結ぶ

学習活動の成果を地域に還元し、活動を通じてさらに学ぶという好循環を作るためには、次世代を担う子どもへの教育の機会が重要である。市は『八王子ビジョン2022』で「地域とつながる学校づくり」を施策の一つに掲げ、「地域の力を活かした学校づくり」を展開している。これは生涯学習の観点から見れば、「学校とつながる地域づくり」「学校を活かした地域振興」と表裏一体の関係にあるとも言える。その意味で放課後子ども教室は、平成25年度末において市内70小学校のうち53校で実施され、校庭での自由遊びが中心であるが、一部の学校では体験型学習の提供、イベントの開催、宿題・スポーツ指導など、単なる校庭開放以上の取り組みがなされ、子どもの学習機会の充実に貢献している。財政上の理由や担い手の問題などで、学習機会の提供が伸び悩んでいる状況もうかがえるが、そうであればこそ地域のNPO・企業・大学・学生ボランティアなど潜在的な学習機会の提供者を掘り起こして、学校を中心とした学びのネットワーク形成と次世代を担う子どもの育成の両方が充実することが望まれる。学習機会の提供については、他にも地域町会や図書館ボランティア、学習支援委員など、既存の公的組織の中でもさまざまな担い手が期待できる。

一方で地域の人材を受け入れるためには、受け入れ態勢の整備が必要である。現場が求める人材をどのようにマッチングさせるか、地域のさまざまな人が学校を訪れることに対するセキュリティはどう担保するか、こうした条件整備について教育委員会は学校教育と生涯学習の垣根を越えて取り組むことが求められる。

学習会・サークルの支援

学習成果が個人にとどまることなく、学習を通じた市民の交流に発展していくためには、市民の学習会・サークル結成や継続に対し、行政がサポートをすることが必要である。市民サークル等の活動状況については、構成員の高齢化や新規サークルの立ち上げが低調であるなどの事例が散見され、支援の必要性が認められる。学習相談体制の充実や講師・サークル情報の収集と分かりやすい提供、活動場所の確保に関する支援や助言、学習成果の発表機会の紹介など、市民が自主的に行う活動を後押しする取り組みを検討されたい。

学習成果を活かすための情報整備

市は市民サークル・講師の登録制度を設け「情報広場」として市のホームページに公開しているが、サイト上の階層・名称ともに利用者には分かりづらく、十分な活用がなされているとは言い難い。分かりやすい生涯学習情報の発信の必要性は、諮問事項2「自ら学ぶ力の養成について」の項でも述べたが、「情報広場」をリニューアルし、生涯学習専用ホ

ホームページにおいて分かりやすく公開していくことは、知識・技能を有する市民の活躍とサークル・団体活動の活性化にも寄与する。登録された講師・サークルが、自主的に自らの活動やプロフィールを随時更新できるしくみを取り入れられれば、ホームページの価値はさらに高まるであろう。

市民が学習履歴や成果を記録するしくみの導入

講座・講習の受講やボランティア活動への参画など、生涯学習活動を行う市民が自らの学習・活動の履歴とその成果を記録し、その記録を通じて自らの学習を客観的に振り返り、今後のステップアップの基礎資料として活かすことの有用性は、中央教育審議会の答申※では「生涯学習パスポート」といった名称で推奨され、実際に導入を行っている自治体もある。

市民が自らの学習活動の歩みを整理し、今後の学習の励みとすることは本市の生涯学習の振興にも有益と考える。こうした市民の取り組みを行政として奨励するよう、例えば生涯学習センターや市民センターあるいは図書館等で学習履歴を記録できる冊子を配布するサービスを実施できないか検討されたい。

※平成 11 年 6 月 9 日生涯学習審議会答申「学習の成果を幅広く生かす ―生涯学習の成果を生かすための方策について―」

成果発表の機会の充実

生涯学習センター各館におけるフェスティバル形式のイベントや、市長部局において実施している市民文化祭や音楽芸術フェスティバルなど、市は市民と協働して市民の日頃の学習成果の発表の場を提供している。しかし学習成果の発表の場といえども、単に展示団体のためのイベントに終始することなく、イベントに参加した市民の新たな学習活動のきっかけづくりとなることが望ましい。そのため、これらの行事のうち可能なものについては出展者と連携し、参加者体験型のブースを増やしたり、親子参加が可能なプログラムを提供するなどのさらなる工夫が望まれる。

【諮問事項 4】生涯学習振興のための教育施設等の活用策について

市民センター、町内会館など身近な施設の活用

市には分館を含め生涯学習センター 3 館と、18 の市民センターが設置されている。両者は社会教育施設と市民コミュニティ施設として位置づけが異なり、市の所管課も運営形態も異なるが、市民にとってはサークルや学習会の活動場所として、分け隔てなく利用されており、生涯学習の振興の観点から所管の垣根を越えて両者のあり方を考えることが重要である。例えば、生涯学習センターの講座を市民センターにて出張開催する、市民に対し両施設の空き情報を一括して提供できるしくみを構築するなど、市民の利用の実情に合ったサービスの提供が望まれる。また、市民の学習機会の拡充・サービスポイントの拡大の観点から、講座の出張については、町内会館など市が管理する施設以外での開催につい

でも検討されたい。

生涯学習センターの効率的運営

現在、生涯学習センターは施設の管理や講座の企画・運営など事業全般について、市の職員が直接実施しているが、こうした「自前主義」に基づく運営は、近年の生涯学習・社会教育に対する市の人員や財源の縮小傾向を考慮すると、見直すべき時機が到来していると考え。国は中央教育審議会の答申等で、生涯学習の振興における行政の役割について、事業の直接の実施主体から転換し、市長部局等と連携し、地域の多様な主体との連携・協働によるネットワーク型行政を一層推進していくことを要請している。こうした動きを踏まえ、例えば将来的には講座の企画・運営は市民・市民団体や企業の力を一層活かす形態に移行し、行政職員は市民や市民団体の連携を促すコーディネーターとしての機能を強化していくなど、施設の効率的運営と市民が主体の生涯学習の振興を両立する運営方法を検討されたい。

学校施設の活用

社会教育法は第6章に学校施設の利用を掲げ、学校教育に支障のない範囲で社会教育のため学校を利用することを要請している。八王子市の学校施設については、現在校庭や体育館などが市民のスポーツ活動に利用されているが、一方で教室など校舎の利用については、セキュリティ上の問題等から積極的な活用はされていない。しかし、生涯学習活動の地域拠点として学校施設を活用している例は全国的に決して珍しくはなく、大規模な施設改修を伴わなくとも、施錠できる蛇腹式カーテンなど簡易な手法で市民のためのスペースを確保し、既存施設を活用している例は多い。少人数学級制度の拡充、特別支援学級の増加など、学校教育の観点からの教室需要は依然としてあるものの、施設の有効活用が問われる時期が到来していると思われる。学校が地域の人々の集う場として定着することは、放課後子ども教室や学校教育に対する市民参画の促進にも寄与するはずである。学校施設の開放についてはさまざまな課題があるが、学校の安全管理を早急に整備したうえで、学校教育・生涯学習の融合を図り、学校施設の有効活用を推進されたい。

また、将来的・長期的視点として、学校施設の改修などがあつた場合、地域住民のコミュニティ施設・生涯学習施設として活用できるよう検討されたい。

図書館のあり方について

八王子市では、平成16年より「読書のまち八王子」を目指して、「読書のまち八王子推進計画」を策定し、着実に計画の実現を図ってきており、図書館については、現在4館1分室で年間約170万人もの市民に利用されるまでになっているが、市政世論調査では市民の6割が「利用していない」との結果からも、一部の市民が繰り返し利用している実態がある。より多くの市民の図書館利用の促進を図るためには、身近な場所で本に親しめる環境の整備を図ることが必要であり、市内18か所の市民センター等に設置されている17地区図書室の図書館分室化を推進しつつ、より一層の地区図書室の充実を図ることが必要である。また、子どもと保護者が共に読書に親しみ、子どもたちの読書活動の推進を図るために、より身近な読書拠点の一つとして、市内小中学校の学校図書館の地域での活用を

進めることも重要であり、さらに、既存図書資源の活用として、学園都市八王子の名のとおりに市内に多数ある大学に設置されている図書館や、相互利用協定を結んでいる近隣市図書館の利用など、あらゆる場面を通じて市民への積極的な読書に関する情報の提供が求められている。さらに、図書館機能として、地域の課題解決のための関連資料の提供や、市民が自ら学ぶきっかけづくりにつながる資料整備を進めていく必要があると考える。

図書館のICT化

現在、インターネットによる情報提供や電子書籍の広がりなど、急速に進むICT化への対応として、来館しなくても図書館ホームページから貸出が受けられる電子書籍の導入をはじめ、普段目にすることがない貴重な郷土資料等のデジタルアーカイブ※の導入検討、さらに、図書館システムやホームページの改良などにより、常日頃図書館を利用している市民だけでなく、図書館へ足を運ぶ機会の少ない読書好きの市民や、ネット・テレビ依存型の若者等への積極的な情報発信も求められている。また、これら電子書籍などの持つ文字の拡大機能や読み上げ機能は、高齢者や障害者など、視力や聴力の衰えや、障害があっても生涯にわたって読書に親しむことができる環境づくりには効果的な媒体であることから、積極的な導入が望まれる。

※アーカイブは「記録保管所」の意。デジタルアーカイブとは博物館・美術館・公文書館や図書館の収蔵品をはじめ、有形・無形の文化資源等をデジタル化して保存や公開を行うこと。

図書館施設の活用

図書館は、平成 25 年度に市が実施した「包括外部監査」の対象となり、「所蔵能力数超過に対する対応」を求める意見、「中央図書館地階にある展示室を無料で市民の使用に供していること」への意見を受けた。

図書館は、多様な市民の読書への要望に応えるため、新たに出版される図書を継続的に購入・提供・保存している。結果として、当初計画されていた所蔵能力（全館で約 130 万冊）を超える図書を蔵書するに至っている。一方、図書館は生涯学習施設として、市民が調べものをしたい時に資料等をすばやく提供し、市民の学習意欲に応える役割を担っている。現状の蔵書のあり方を吟味し、八王子市にふさわしい適切な蔵書数を確保するための検討が必要である。

中央図書館地階展示室については、市民の生涯学習活動の成果を発表する場として長く利用され、認知されている。この施設は市民の学習成果を見てもらう場として継続することが望ましいが、中央図書館に残された有効利用が図れるスペースはこの展示室しかないことも事実である。以上を踏まえ、今後の展示室のあり方としては監査意見にあった有料化を考えるだけでなく、例えば読書の楽しさを子どもに体感してもらえ新たな施設としての活用も視野に入れるなど、市民にとってより有意義なサービスを展開できるよう検討されたい。

おわりに

八王子市教育委員会から『八王子市の生涯学習の振興方策について』の諮問を受け、八王子市生涯学習審議会は、『八王子ビジョン 2022』の目指す姿、及び現行の『八王子市生涯学習プラン』との連続性を念頭に本答申を取りまとめた。答申本文においては、生涯学習情報の収集と提供ほか、現行の生涯学習プランの施策における継続的課題を示すとともに、子どもの頃からの学びの基礎づくりという新たな課題を提示し、これらを念頭に諮問各事項に対する基本的方策を提起した。

本審議会では、毎年の「生涯学習関連事業評価」に関する討議を通じ、教育委員会と市長部局のさまざまな所管が、市民に対し多様な学習機会を提供していることを把握し、これを評価しているところである。今後の方向性としては、答申本文の課題に挙げたとおり、学習機会や活動の場を探す市民に対する分かりやすい情報提供により、学習活動に取り組む市民を支援すること、また行政が事業を直接実施する体制から転換し、市民協働型の生涯学習を一層推進することについて、特に重点的に取り組まれない。

生涯学習の振興に関する行政の取り組みは、短期的に成果が得られるものではないが、子どもからシニア世代までのすべての市民が、さまざまな機会と場所で学習活動やスポーツ・レクリエーションに親しみ、活動を通じて人の交流が生じ、地域の人々がより密接につながり合う社会が実現するよう、不断の努力が期待される。結びに、本答申が平成27年3月に策定予定の新たな生涯学習プランに活かされ、市の生涯学習施策が一層充実することを切に願うものである。

平成 26 年 6 月

八王子市生涯学習審議会

付録

《八王子市生涯学習審議会委員名簿》

平成 25 年 7 月 1 日発令

会 長	三 浦 眞 一	学校教育及び社会教育関係者
副会長	岡 本 夢 乃	学校教育及び社会教育関係者
副会長	炭 谷 晃 男	学識経験者
	浅 井 揚 三	学校教育及び社会教育関係者
	石 川 智 子	学校教育及び社会教育関係者
	碓 井 恵 夫	公募委員
	小 倉 艶 子	学校教育及び社会教育関係者
	尾 暮 亮	学校教育及び社会教育関係者 (平成 26 年 4 月 23 日から)
	加 藤 方 浩	学校教育及び社会教育関係者 (平成 26 年 4 月 23 日から)
	小 林 正 博	学識経験者
	小宮山 博 仁	公募委員
	柴 田 彩千子	学識経験者
	鈴 木 啓三郎	学校教育及び社会教育関係者 (平成 26 年 3 月 31 日まで)
	高 橋 純 一	学校教育及び社会教育関係者 (平成 26 年 3 月 31 日まで)
	村 上 ひろみ	学校教育及び社会教育関係者

《八王子市生涯学習審議会の審議経過》

平成 25 年 10 月 23 日 (水)	諮問、諮問内容の説明
平成 25 年 12 月 10 日 (火)	課題・問題点の整理
平成 26 年 1 月 21 日 (火)	課題・問題点の整理
平成 26 年 2 月 19 日 (水)	課題・問題点の整理、答申素案
平成 26 年 3 月 31 日 (月)	答申内容について
平成 26 年 4 月 23 日 (水)	答申内容について
平成 26 年 5 月 28 日 (水)	答申内容について